志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

出産育児一時金について

○出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国 民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産した時に、出産に要する 経済負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

○出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な 改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定 している。

条例改正(出産育児一時金制度)の概要

健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を被用者保険に 準じて39万円から40万4千円に改定するものである。

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産一時金の基本額を引き上げることによって加算後の支給総額を42万円に維持するものである。総額は42万円で変わらないため、保険者に財政的な影響は事実上生じない。

<改正前42万円>

産科医療補償制度掛金加算 3万円

出産育児一時金

39万円

<改正後42万円>

産科医療補償制度掛金加算 1万6千円

出産育児一時金

40万4千円



施行期日 平成27年1月1日

*産科医療補償制度とは

通常に妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺となった赤ちゃんと家族の経済的負担を補償(3,000万円)するとともに、原因分析や再発防止を図ること等を目的とした制度で、分娩を取り扱う医療機関が加入している。